

2026年4月13日

各位

会社名 株式会社日本色材工業研究所
代表者名 代表取締役社長 奥村 華代
(コード:4920 東証スタンダード市場、名証メイン市場)
問合せ先 常務取締役企画・経理部長 霜田 正樹
(TEL.03-3456-0561)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を2026年5月28日開催予定の第69回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対しては、当社の企業価値向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、また、監査等委員である取締役に対しては、当社の企業価値の向上及び毀損の防止へのインセンティブを付与することを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役を含み、以下、「対象取締役」といいます。）に対して導入する制度です。

2. 本制度の概要

(1) 対象取締役に対して支給される報酬

本制度に基づき支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権とし、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対して支給される当社の普通株式又は金銭報酬債権の総額は年額50百万円以内、監査等委員である取締役に対しては年額10百万円以内といたします。

(2) 対象取締役に対する譲渡制限付株式として発行又は処分される株式の種類及び総数

本制度に基づき発行又は処分される株式の種類は、当社普通株式とし、その総数は取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対しては年25,000株以内、監査等委員である取締役に対しては年5,000株以内といたします。ただし、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

(3) 譲渡制限付株式の払込金額

本制度に基づき支給される報酬として、①対象取締役の報酬等として金銭の払込みもしくは財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分をする方法、又は②対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて当社の普通株式の発行又は処分をする方法、のいずれかの方法により行うものとします。

なお、①の方法による場合は、当社の普通株式の発行又は処分に係る払込みは要しませんが、対象取締役に対して支給する上記報酬額は、当該普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、②の方法による場合は、当社の普通株式1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定いたします。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会の答申を踏まえ取締役会において決定することとし、また、監査等委員である取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員である取締役の協議を踏まえて取締役会において決定することといたします。

（4）譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

- ① 一定期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた本株式について、第三者への譲渡、担保権の設定、生前贈与その他一切の処分を禁止する。
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で本株式の全部又は一部を取得する。
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等。

3. 本制度の導入の条件

本制度の導入に当たり、原則として毎事業年度、対象取締役に対して、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

以 上